小牧市議会議案第114号

稲垣守議員に対する議員辞職勧告決議について

上記の議案を、別紙のとおり小牧市議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和4年9月22日提出

提出者	小牧市議会議員		木	村	哲	也
	同	上	小	沢	国	大
	同	上	稲	垣	衿	子
賛成者	小牧市議会議員		熊	澤	_	敏
	同	上	小	JII	真日	自美
	同	上	星	熊	伸	作
	同	上	石	田	知馬	人与
	同	上	鈴	木	裕	士
	同	上	加	藤	晶	子
	同	上	河	内	伸	
	同	上	小	島	倫	明
	同	上	玉	井		宰
	同	上	船	橋		厚
	同	上	舟	橋	秀	和

稲垣守議員に対する議員辞職勧告決議

我々小牧市議会議員は、市民から負託を受けた立場と職責を十分に自覚し、公正、誠実及び清廉を基本として、良識をもって市民の模範となるよう行動をしなければならない。このことは、小牧市議会基本条例においても規定されている趣旨である。

しかるに、令和4年2月、本市議会のほとんどの議員に対し、複数の本 市議会議員の社会的評価を低下させるに足る虚偽の事実を含んだ内容が記 載された文書が郵送されるという事案が発生した。同年3月、虚偽の事実 を記載された本市議会議員1名が、名誉毀損罪に該当するとして小牧警察 署に告訴状を提出し、受理された。

その後の捜査により、稲垣守議員が当該文書を郵送していたことが判明 し、稲垣守議員も自身が当該文書を作成し、郵送したものであることを認 めるに至った。なお、今後は検察庁へ書類送検される予定とのことである。

稲垣守議員による行為は、政治倫理規範を逸脱した行為であり、規範意識が欠如しているといわざるを得ず、本市議会の品位と名誉を著しく傷つけるものにほかならない。本市議会を混乱させた責任は誠に重大であり、議員としての資質に欠けるものであり、議会として断固とした態度を表明する。

また、その過程において、稲垣守議員は文書作成に関与していないと他の議員に発言しており、更には疑われていることに憤慨する様子もあったが、警察署での事情聴取により自身が関与したことを認めてからは、態度が一変し各議員へ謝罪をしている。ところが、内容を確認するとそれぞれに異なり、かつ、虚偽とも取れる発言もあり、総体的に一貫性がなく、全くもって反省もなく、誠意ある態度とは受け止め難いものである。

よって、稲垣守議員に対し、自らの行為の過ちと責任の重大さを真摯に受け止め、自らの意思により直ちに議員の職を辞することをここに勧告する。

以上、決議する。

令和4年9月22日

小 牧 市 議 会